

確定申告書等作成コーナー

～所得税の申告書作成のための操作の手引き～

青色申告決算書・収支内訳書を作成した後に 確定申告書を作成する手順編



事業所得や不動産所得がある場合で、青色申告決算書又は収支内訳書を決算書・収支内訳書作成コーナーで作成した場合の所得税の確定申告書作成の操作手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1	決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税及び復興特別所得税の確定申告書 作成コーナーへ移動して作成開始する場合	1
1.1	「作成する申告書等の選択」画面	1
1.2	「印刷した後の作業について」画面	2
1.3	「引継ぎ情報等の確認」画面	3
1.4	「申告書の作成をはじめる前に」画面	4
2	保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合	5
2.1	保存した決算書・収支内訳書データの読込方法	5
2.2	税目選択	7

※ この手引きでは、マイナンバーカードで認証して e-Tax 送信を行う「マイナンバーカード方式」を前提としています。送信（提出）方法によって画面遷移が異なる箇所がありますので、ご注意ください。

1 決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ移動して作成開始する場合

1.1 「作成する申告書等の選択」画面

- ① 確定申告書等作成コーナートップ画面から進んで、「作成する申告書等の選択」画面において「令和3年分の申告書等の作成 ▼」をクリックしてアコーディオンを開き、「決算書・収支内訳書 (+所得税)」ボタンをクリックします。
- ② 令和2年分以前の過去の年分の申告書を作成する場合は、「過去の年分の申告書等の作成 ▼」をクリックして作成する年分を選択し、「決算書 収支内訳書」ボタンをクリックします。
- ③ 以降は決算書又は収支内訳書の作成画面へ進みますので、画面の案内のとおり入力して進めてください。



事業所得や不動産所得がある方は確定申告書に加えて決算書又は収支内訳書を作成する必要があります。この場合、先に決算書又は収支内訳書を作成し、次に所得税の確定申告書を作成するという順序で進むことをお勧めします。

1.2 「印刷した後の作業について」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和3年分 決算書・収支内訳書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

トップ画面 事前準備 申告書等の作成 申告書等の送信・印刷 終了
作成終了(所得税へ)

マイナンバーカード 青色申告

印刷した後の作業について

① 入力データの保存
入力データを保存しておくことで、消費税の申告書の作成や来年の決算書等の作成に利用することができます。所得税の確定申告書を作成される方は、[こちら](#)をご確認ください。
入力データを保存する

添付書類の提出準備
以下の添付書類を準備してください。
● 貸借対照表

② 申告書の作成
継続して申告書を作成する方は、いずれかのボタンを押してください。
所得税の確定申告書を作成する
決算書・収支内訳書データは、所得税及び復興特別所得税の確定申告書データと併せてe-Taxへ送信します。
消費税の確定申告書を作成する
消費税の確定申告書作成前に、必ず入力データの保存を行ってください。保存した入力データを消費税法コーナーで読み込むことで、収入金額などの情報を消費税の申告書に引き継ぐことができます。

アンケートのお願い
このサイトの改善のため、アンケートにご協力ください。このアンケートは申告書作成後にもお答えいただけます。アンケートの回答は任意です。
サイト改善のためのアンケートに回答する

前に戻る その他の申告書を作成しないで終了する

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright(c)2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

決算書・収支内訳書作成コーナーで青色申告決算書又は収支内訳書を作成し、「印刷した後の作業について」と表示された最後の画面から、所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ移動し、引き続き所得税の確定申告書を作成することができます。

- ① 「入力データを保存する」ボタンをクリックし、決算書・収支内訳書作成コーナーで作成したデータを保存します。
この画面で一旦作成を中断し、後で所得税の確定申告書を作成される場合には、こちらの画面で保存したデータを使用してください（5ページ「2 保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合」参照。）
なお、引き続き所得税の確定申告書を作成される場合でも、データを保存することをお勧めします。
- ② 「所得税の確定申告書を作成する」ボタンをクリックすると、3ページ「1.3 『引継ぎ情報等の確認』画面」へ進みます。

1.3 「引継ぎ情報等の確認」画面

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
 令和3年分 決算書・収支内訳書作成コーナー

よくある質問 検索 ご利用ガイド

引継ぎ情報等の確認

決算書・収支内訳書作成コーナーから所得税コーナーへ引き継がれる情報は、下表のとおりです。
 内容を確認し、「作成開始」ボタンをクリックしてください。

項目名	金額
営業等の収入金額	11,111,111円
営業等の所得金額	10,461,111円
青色申告特別控除額	650,000円

→ 作成開始

< 戻る

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 | 推奨環境 Copyright(c)2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 決算書・収支内訳書作成コーナーで作成したデータのうち、所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーへ引き継ぐことができる項目が表示されていますので、内容を確認します。
- ② 「→作成開始」ボタンをクリックすると、4ページ「1.4 『申告書の作成をはじめる前に』画面」へ進みます。

1.4 「申告書の作成をはじめる前に」画面

国税庁
令和3年分 所得税

確定申告書作成コーナー

[ご利用ガイド](#)
よくある質問

申告書の作成をはじめる前に

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > **申告書等の作成** > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

申告される方の生年月日

昭和

54

年

10

月

13

日

入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

e-Taxにより税務署に提出する。

確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ 年金収入がある場合は「はい」を選択してください。	<input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。	<input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
税務署から予定納税額の通知を受けていますか？ 予定納税についてはこちら	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>

前に戻る

次へ進む

[お問い合わせ](#)
[個人情報保護方針](#)
[利用規約](#)
[推奨環境](#)

Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

申告内容に関する質問が表示されますので、「はい」・「いいえ」で回答し、「次へ進む」ボタンをクリックします。

以降は画面の案内のとおり、入力して進めてください。

2 保存した決算書・収支内訳書データを読み込んで作成開始する場合

2.1 保存した決算書・収支内訳書データの読込方法

決算書又は収支内訳書の作成が完了し、データ（拡張子:.data）を保存している場合、そのデータを使用して所得税の確定申告書の作成を開始することができます。



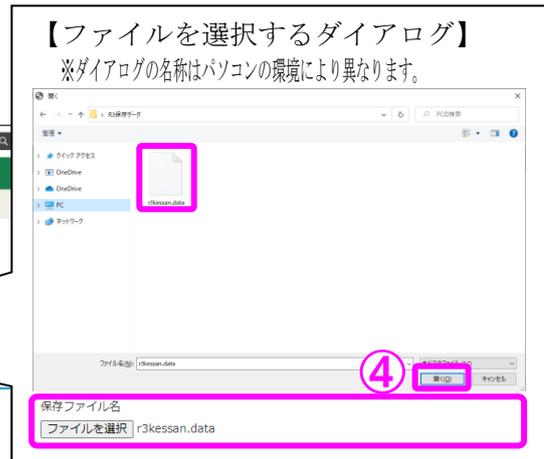
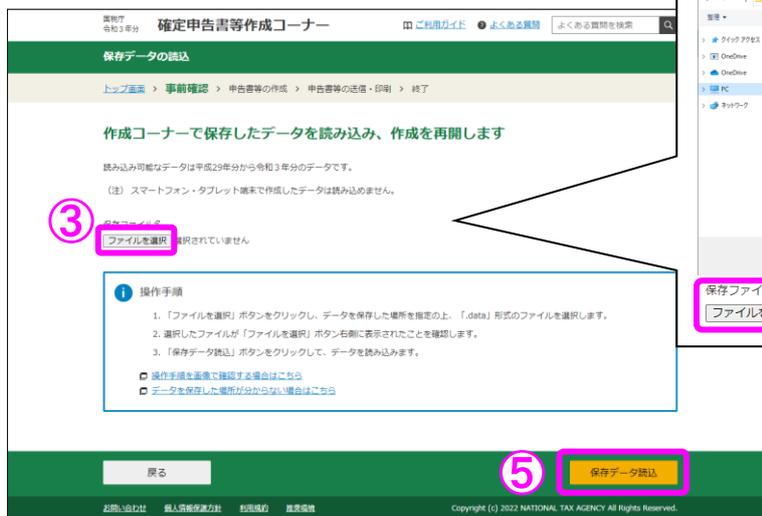
① 「保存データを利用して作成」ボタンをクリックすると、次の「保存データ利用方法の選択」画面が表示されます。



② 「作成再開」ボタンをクリックすると、次の「保存データの読込」画面が表示されます。



【保存データの読込】画面



- ③ 「ファイルを選択」ボタンをクリックすると、ファイルを選択するダイアログが表示されます。
- ④ 読み込む令和3年分の決算書又は収支内訳書データ（拡張子:.data）を選択し、「開く」ボタンをクリックすると、「保存ファイル名」欄に選択したファイル名が表示されます。
- ⑤ 「保存データ読込」ボタンをクリックすると、7ページ「2.2 税目選択」へ進みます。

2.2 税目選択



※1 青色申告決算書・収支内訳書の「作成再開」ボタンをクリックすると、作成した決算書又は収支内訳書のデータを訂正・確認することができます。

※2 消費税の確定申告書及び贈与税の申告書の「作成開始」ボタンについては、決算書又は収支内訳書データの作成（又は所得税の確定申告書データの作成）が完了していないと表示されません。

なお、各ボタンをクリックすると、読み込んだデータの住所・氏名等の情報を利用して各申告書の作成を開始することができます。

- ① 所得税の確定申告書の「作成開始」ボタンをクリックすると、次の「マイナポータル連携の選択」画面が表示されます。



【マイナポータル連携の選択】画面



- ② 「マイナポータルと連携しない」ボタンをクリックすると、次の「過去の年分のデータの確認」画面が表示されます。



【過去の年分のデータの確認】画面



- ③ 所得税の令和2年分、令和元年分、平成30年分又は29年分の所得税の確定申告書のデータ（拡張子:. data）がある（かつ読み込む）場合には「はい」をクリックします。クリック後は「確定申告書データ読込」画面へ進みます。

【確定申告書データ読込】画面



- ④ 所得税の令和2年分、令和元年分、平成30年分又は29年分の所得税の確定申告書のデータ（拡張子:. data）がない（又はデータはあるが読み込まない）場合には「いいえ」をクリックします。クリック後は所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナーの「申告書の作成をはじめめる前に」画面へ進みます。以降は画面の案内のとおり、入力して進めてください。



【申告書の作成をはじめの前に】画面

国税庁
令和3年分 所得税 確定申告書作成コーナー

[ご利用ガイド](#)
[よくある質問](#)

申告書の作成をはじめの前に

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > 終了

申告される方の生年月日

昭和
54
年
10
月
13
日

入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

e-Taxにより税務署に提出する。

確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ 年金収入がある場合は「はい」を選択してください。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ 青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
税務署から予定納税額の通知を受けていますか？ <input type="checkbox"/> 予定納税についてはこちら	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ

前に戻る
次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境
Copyright (c) 2022 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

申告内容に関する質問が表示されますので、「はい」・「いいえ」で回答し、「次へ進む」ボタンをクリックします。
以降は画面の案内のとおり、入力して進めてください。